



豊監公表第16号

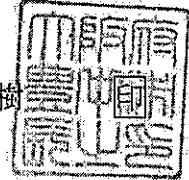
平成30年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和2年（2020年）11月30日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	酒 井 哲 也
同	藤 田 浩 史

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹



地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づく措置の通知について

平成 30 年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 平成 30 年 12 月 25 日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
こども未来部 こども事業課	放課後こどもクラブ会費の徴収事務、滞納整理は、来年度以降、機構改革により、その業務が教育委員会に移管される。その前にこども未来部でやるべきことはやり、残された課題は課題として明確にして、教育委員会に事務移管されたい。	放課後こどもクラブ会費の徴収事務については、当該年度 (H30 年) の徴収・督促業務をはじめとして、過年度分についても滞納整理を行うなど、教育委員会へ事務移管、引継ぎを行いました。